

午後3時40分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、2番小島清人議員の質問を許可します。2番小島清人議員。

（2番小島清人君登壇）

○2番（小島清人君） 皆様、こんにちは。本定例会、結びの一般質問を務めさせていただきます、2番小島清人でございます。

傍聴席の皆様には年度末で御多用の中においでを賜り、まことにありがとうございます。

また、このたび退職をされます職員各位におかれましては、長年にわたり地方自治の振興に御尽力を賜り、心より感謝を申し上げます。どうか健康に御留意をいただき、第2の人生に新たな花を咲かされますことを心より御祈念を申し上げる次第でございます。

さて、我が国は今、少子化、超高齢化の潮流に立ち向かうべく、1億総活躍社会、地方創生の総合的戦略の構築が強く求められているところであります。一議員として微力ではありますが、勇気、やる気、元気を持って、住みたい町、住み続けたい町、元気な朝倉市づくりの支援に全力で努めてまいり所存でございます。

以下、質問席より質問を続行させていただきますので、執行部におかれましては明瞭かつ的確な御回答をよろしくお願いいたします。

（2番小島清人君降壇）

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） それでは、通告に従い、まず朝倉市下水道基本構想計画について、単独公共下水道2整備計画の進捗状況についてお尋ねいたします。

質問の趣旨としましては、単独公共下水道2整備計画は、朝倉市下水道基本構想計画の中で唯一の未着手の計画であるため、早期着工、早期実現を図っていただきたいことがその趣旨であります。

お尋ねをいたします前に、本計画は当該対象地域住民の長年の悲願であり、特に市長の公約でもあります、若い人たちが定着、定住し、親と子と孫と一緒に暮らす朝倉市を目指す上で、その生活環境条件の整備を図るための極めて重要な1つと考えますので、ぜひとも早期着工、早期実現を大いに期待をいたすところであります。

本計画につきましては、昨年6月定例会の一般質問において、市長より平成27年度中に整備方針決定に向けての作業をスタートしたいとの希望の持てる心強い回答をいただいているところであります。そこで、この市長の回答後の作業の進捗状況について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（浅尾静二君） 下水道課長。

○下水道課長（岩下英俊君） 単独公共下水道2整備計画の進捗状況についてということでお答えいたします。

単独公共下水道2につきましては、朝倉市汚水処理構想の見直し作業の中で、整備方針

の決定を行う旨、平成27年の第3回朝倉市議会定例会におきまして、小島議員の質問に対してお答えをしておいたところでございます。

先日から議会全員協議会におきまして、朝倉市汚水処理構想の見直しの報告をさせていただいておりますが、単独公共下水道2であります福田地区、小田、小隈、平塚、中寒水、屋永及び馬田、草水につきましては、筑後川中流右岸流域関連公共下水道事業に編入しまして整備を進めるという方針決定をさせていただきました。

流域関連公共下水道事業につきましては、整備完了目標年度を平成37年度としております。

全体計画面積で言いますと、888ヘクタールのうち国から事業に取り組んでよろしいという事業認可を取得しております面積が623ヘクタールでございます。平成26年度末の整備面積は507.3ヘクタール、全体計画面積で申しますと57.1%が整備済みというようなどころになっております。

本年度におきましては36.4ヘクタールの整備を予定しておりまして、整備面積は543.7ヘクタール、整備率にしまして61.2%となる見込みでございます。

今後の具体的な予定でございますが、県や関係自治体との調整、あるいは変更事業計画の申請、それから都市計画法、下水道法に基づきます申請、それから事業認可の拡大などの手続を順次行いながら整備を進めていくところとしております。

現在事業を行っております流域関連甘木、立石地区及び朝倉特環三奈木地区の事業計画の進捗状況や事業費等を十分に考慮し、着手時期については調整をしていくところとしております。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） 先ほど御説明いただきました中で、もう1回、計画の整備スケジュールがわかりましたら一定の御説明をお願いしたいと思います。

○議長（浅尾静二君） 下水道課長。

○下水道課長（岩下英俊君） 福田地区の具体的なスケジュールと申しますか、現在申し上げられる範囲でお答えさせていただきます。

もろもろの制約事項はございますが、現在のところ認可申請手続までを5年をめどに行いたいというふうに考えております。その後、工事となるわけですが、現在打ち出しております10年概成、いわゆる平成37年を目標に順次工事に着手していくような計画を進めているところでございます。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） ありがとうございます。先ほど予定どおりに進んでおりますことに感謝を申し上げたいというふうに思います。

冒頭申し上げましたように、本計画につきましては唯一の未着手の計画でありますために、ぜひとも早期着工、早期実現ができますようよろしくお願いしたいと思います。

それでは次に、朝倉市庁舎整備について、市庁舎整備計画についてお尋ねをいたしたいと思います。

質問の趣旨としましては、大局的見地から朝倉市の将来を展望した最小の経費で最大の行政効果の上がる市庁舎の整備を図っていただきたいことがその趣旨であります。この整備につきましては、今回5名の議員の方が一般質問されており、質問が重複いたしますけれども、的確な御回答をお願いしたいと思います。

そこで、まず駐車場の確保についてであります。新庁舎の整備方針に基づく駐車スペースとしては、執行部の試算によると934台分が必要とされており、市有地関係が610台分あると思いますが、このほかに324台分、面積にして約8,000平米の民間の土地を確保する必要があると考えますが、この324台分の確保対策について、どの位置にいつまでに確保するのか、また駐車スペースが確保できない場合は庁舎の建設位置を変更する考えがあるのか、この2点について一括して簡潔に御説明願います。

○議長（浅尾静二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（鶴田 浩君） この議員おっしゃいます全934台という数字でございますが、この中の割り当てといたしまして、職員分の駐車場を380台見込んでおるといような数字になつるところでございます。この380台なんですけれども、既にピーポート周辺に50台はもう既存の分としてございますので、約330台という数字になりまして、議員おっしゃいます324台分といいますのは、おおむね職員の駐車場台数分と相当するものでございます。ですから、324台分、つまり職員の駐車場をどう確保していくかということがこの駐車場問題の中心となるものではなかろうかというふうに思っているところでございます。

この場所につきましては、庁舎にできるだけ近いところがよいというふうには考えておりますけれども、その駐車場用地となります空き地への民間の店舗とか事業者の進出等も考慮しなければならないという点もでございます。そういった点を配慮しながら場所の検討を進めていきたいというふうに考えております。できるだけ早く駐車場確保の取り組みを始めたいというふうに思っております。

もし確保できない場合ということでございますけれども、現庁舎、この庁舎の活用計画というものはこれからというふうになるというふうに思っておりますが、ここの現庁舎の駐車場も職員駐車場として利用するといったことも検討しなければならないというふうに考えるところでございます。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） ありがとうございます。

次に、新庁舎整備にかかる事業費についてであります。庁舎の配置方式を本庁方式集中型にした場合と本庁方式分散型、これについては農林商工部と環境課は統合せずに、現状どおりに配置する方式であります。この本庁方式分散型にした場合の事業費の比較について、事業費が安くなる庁舎の配置方式はどちらの方式か、またその事業費は幾らぐらい安くなるのか、以上の点について一括して簡潔に御説明願います。

○議長（浅尾静二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（鶴田 浩君） 今、基本計画案の中で庁舎の概算事業費を算定しております。それによりますと、集中型では建築費、それから駐車場等を含めまして54億8,800万円を試算しております。

それから分散型につきましては、同じく47億3,700万円を試算をしておるところでございます。

この試算からは、集中型と分散型の差につきましては集中型のほうが7億5,100万円高くなるというような試算になっておるところでございます。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） ありがとうございます。

それでは次に、新庁舎の配置方式について、執行部としては庁舎整備の事業費が約7億円も安くなる本庁方式分散型を採用せずに本庁方式集中型を採用するというようにした判断の主な理由について、簡潔に御説明をお願いしたいと思います。

○議長（浅尾静二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（鶴田 浩君） 分散型による財政面でのメリットはあるというふうに考えておりますけれども、それよりも集中型のメリットであります組織運営の効率化と連携、市民サービスの向上や合併協定の遵守、また分散型とした場合のその後の集中型への実現可能性などを含め、総合的に判断した結果、集中型としたところでございます。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） そこで、ただいま御説明をいただいた執行部の新庁舎の配置方式について、本庁方式集中型を採用する理由に対しての私の新庁舎の配置方式の考え方について、若干時間をいただきまして、その趣旨を述べさせていただきたいと思っております。

結論から申し上げます、私は平成27年2月20日付により朝倉市議会議長名で朝倉市長に対して要望がなされた市庁舎整備に係る議会検討案のその趣旨であります平成17年に調印された合併協定書にある本庁・支所とすることは十分尊重しつつも、今後の財政見通しを踏まえて本庁舎を建てかえた上で、現状の本庁分散の形を当面維持するとして議会検討案を選択肢に加えていただくことを望みます。

つきましては、執行部及び庁舎検討市民会議においても議会検討案を御検討いただきま

すようお願いいたしますとの朝倉市議会議員より朝倉市長に対して要望がなされた、この市庁舎整備に係る議会検討案の趣旨を十分に踏まえ、私の庁舎の配置方式の考え方としましては、次に申し上げます主な6点の理由を総合的に勘案し、特に庁舎整備の事業費が7億円も安くなる、農林商工部は朝倉支所に現状どおり配備し、環境課も現状どおり配備する本庁方式分散型を当面維持すべきであると考えます。

そこで、新庁舎の配置方式について、当面、本庁方式分散型を維持すべきであるとする主な6点の理由は次のとおりであります。

まず1点目は、地方創生戦略の一貫としての最重要施策として、朝倉市の総合的な土地利用の観点から、特に朝倉市の基幹産業である農業の振興を図る上において、本市の地勢から市内の農業地域のほぼ中心に位置する朝倉支所をその拠点、朝倉市の農林業振興の指令塔として充実、強化を図るべきであること。

次、2点目は、朝倉支所を拠点とした場合、朝倉農業高等学校跡地に近く、交通アクセスもよいことなどから、朝農跡地活用の食と農と健康を集うふるさとの公園を整備テーマとした基本方針、主要な産業である農林業の振興における農林業関係団体誘導による産業振興活性化や農業体験施設の整備の活用方策との緊密な連携を図ることにより農林行政の運営が活発化し、その効果が大きいと期待できること。

次に3点目は、新庁舎整備にかかる事業費について、本庁方式集中型とを比較した場合、執行部の答弁でもありますように、本庁方式分散型とするほうが建築費において約7億円、用地購入費において約5億1,000万円、合わせて7億5,000万円程度の事業費を抑制することができること。

また、この本庁方式分散型に関連して、現在の既存施設の状況としては、農林商工部を配置している朝倉支所は昭和63年建築で築28年、杷木支所は昭和58年建築で築33年、また環境センターは昭和56年建築の築35年で、いずれも耐震化が図られ、今後も十分に活用できる状態にあること。

このような状況下において、本3月定例会の開会日に市議会議員で構成する市庁舎整備特別委員会より庁舎の配置方式について、特に次の内容の報告がなされたこと。

1点目は、農林業者の利便性のため、農林商工部は朝倉支所を拠点とするほうがよいこと。

2点目は、農林商工部や環境課を集中させるためには、床面積約1,400平米を必要とするため、その事業費約7億円が増加することなどの意見により、市議会議員で構成する市庁舎整備特別委員会においては、執行部の方針である本庁方式集中型とするよりも、特に庁舎整備の事業費が7億円も安くなる本庁方式分散型を当面維持すべきであるとする議員の意見が多かったこと。

さらには平成27年3月に実施された庁舎に関する市民アンケート調査の集計結果においても、約6割の市民ができるだけ財政負担を少なくすることを求めており、この市民の要

望とも考え方が一致、整合するものであること。

次に4点目は、平成27年6月19日付で市民会議の会長より朝倉市長へ提出された庁舎整備の基本的方針に関する提言において、その提言の内容としては、前段を若干割愛させていただきますが、合併協定書に定める基本方針を踏まえ、本庁方式集中型が採用できる庁舎整備が理想ではありますが、今後も市民の利便性、事務の効率性、財政面などさまざまな視点からの検討が必要でとの提言がなされていること。

次に5点目は、とりわけ杷木地区においては、本庁方式集中型とした場合、杷木支所から新庁舎までの距離が約18キロ弱となり、所要時間としては40分程度かかることとなり、このことは現在の朝倉支所までの距離と所要時間と比較して約2倍程度かかることなどから、杷木地区の住民にとっては大変不便になること。

また、このこととあわせて、現在、朝倉支所がある朝倉地区の住民にとっても朝倉支所から新庁舎までの距離が約8キロ弱となり、杷木地区の住民と同様に大変不便になること。

また、このことは市議会が昨年の10月に開催した議会報告会においても、市民の方から同様の意見が強く出されていること。

この議会報告会における市民の意見の趣旨は次のとおりとなっております。庁舎方式について、集中型か分散型かの問題は、国は地方創生で分散型となっているのに、何で市が集中型になるのか、既存の建物を利用すべき。集中型になると、杷木地域の市民は本庁まで行くことになり苦勞するが、行政の人間は苦勞しない。集中型になれば、その地域に人口が集中することになり、国が求めている地方創生の分散型に反しているのではないかとの御意見であります。この御意見につきましては、まさに御指摘のとおり、現在、国が進める地方創生の人口や施設等の一極集中の是正の取り組みの趣旨と合致、整合するものであること。

最後の6点目は、行政サービスの分散化による利便性の低下の解消等を図るための方策としては、職員一人一人の総合調整能力の向上を図るとともに、部・局・課間の連携、協議の円滑化を図るためのテレビ会議システムの構築や電子決裁システムの導入、またネットワークシステムの活用による各種証明書の発行や申請等の手続事務の効率性や迅速性に配慮するなど、行政サービスの改善、維持向上になお一層、努めるべきであること。

以上のとおり、ただいま申し上げましたこの6点の理由を総合的に勘案いたしまして、私の新庁舎の配置方式の考え方としては、当面、本庁方式分散型を維持すべきであると考えます。

特に今後の財政運営は一層厳しくなることは明白であり、将来に負の遺産を残さないようにするとともに、今日の地方創生の潮流にのっとり、朝倉版の地方創生の戦略の一環として、とりわけ施設等の一極集中を緩和し、朝倉支所が朝倉市の農林業振興の指令塔として浮揚発展することを強く望むところであります。

執行部におかれましては、質問の冒頭に申し上げましたように、大局的見地から朝倉市

の将来を展望した最小の経費で最大の行政効果の上がる市庁舎の整備を図っていただきたいと考えます。

以上のことを鑑み、新庁舎の配置方式については当面、本庁方式分散型を維持していただくよう強く要望いたしまして、朝倉市庁舎整備についての質問を終わります。

それでは次に、地域活性化について、観光と農業の振興施策についてお尋ねをいたします。

質問の趣旨としましては、外国人観光客を誘致するための具体的な施策を商工観光課と農業振興課を中心に検討を行っていただきたいことがその趣旨であります。

そこで、まず第1次朝倉市総合計画後期基本計画に係る観光の振興についてですが、後期基本計画も3年目を迎えようとしておりますが、後期基本計画に定めた主要施策のこれまでの努力の主な成果について、簡潔に御説明をお願いしたいと思います。

○議長（浅尾静二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（石井清治君） 25年3月に後期基本計画のほうは29年度までを目標として出ております。観光振興については、基本的に年間の入り込み客数を350万人に近づけると、これは18年の数字から20%の目標ということで設定をして、主要政策としては2つの項目を後期基本計画の中では挙げさせていただいておりました。

1つが観光地の魅力向上と、2つ目が観光資源の活用ということでしておりました。観光地の魅力向上については、観光情報の一元化を図る。このためには市内には観光協会を初め、原鶴温泉旅館協同組合、あるいは秋月観光事業者組合、いろんな組織がございます。このそれぞれの情報を共有しながら情報発信に努めるように、今現在、行っているところでございます。

さらにメディア等の活用、広告媒体ということでもあります。このことについても機会あるごとに情報の発信を積極的に行っているところでございます。

さらに観光資源の活用については、先ほど言いますように朝倉市内のそれぞれの観光事業者をネットワークを図りながら、オール朝倉で魅力発信に今現在、心がけてるところでございます。特に秋月と原鶴の観光事業者の連携に力を入れながら、数年前よりそれぞれの行き来をできるようなオリジナルの冊子なんかもつくっておるところでございます。

さらにアジアからの、先ほど言いますインバウンド。インバウンドの取り組みについて、国の2020年の2,000万人の目標に連動しながら、朝倉市においても外国人の入り込みが始まっております。甘木インター付近の滞在というのは特に顕著でございます。最近では秋月まで実はインバウンドの流れが始まっております。そこで秋月の観光ボランティアのガイドの方たちが、実はJTBと連携をとりながら、実際、英語、中国語、韓国語を話そうというのはなかなか難しい、それでJTBの方々の観光の研修を秋月のボランティアガイドの人たちが行っております。

さらに九州観光推進機構のスタッフのほうも、実は秋月のほうに入り込みまして研修を

して、インバウンドに向けての取り組みが始まっております。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） ありがとうございます。

後期基本計画の主要施策に基づきまして一生懸命頑張っていただいております、今後も引き続き頑張っていただきたいというふうに思います。

次に、朝倉市への観光客の入り込み数についてであります。10年前、3市町合併当時と過去5年程度の推移、このうち外国人観光客の国籍別数の推移並びに外国人の宿泊者数について、これも10年前、3市町合併時と各5年程度の推移、このうち平均の滞在日数、以上の点について一括して簡潔に御説明をお願いしたいと思います。

○議長（浅尾静二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（石井清治君） まず観光入り込み客の推移ですが、平成18年の観光客の入り込みは、朝倉市全体で293万6,000人でした。平成21年には、それが318万2,000人ということで、約25万人ふえております。その後、平成23年は実は291万4,000人ということで、約27万人から減っております。

このことについては、実は土曜、祝日、ETC使用で1,000円というのが21年の10月から23年の6月までありました。この時期というのは一気に朝倉市への入り込みがふえた状況でございます。その後、平成23年に実は東日本の震災等の影響で、風評という表現がいかがかわかりませんが、その関係で落ち込んだというのがございます。

最終的には平成26年度、直近の数字から見ますと、平成18年度から比べますと約3万人ほどふえたということで、そのうち外国人の数でございますが、平成18年当時については、今から18年は実は原鶴温泉の大きい旅館等については、その当時は台湾。台湾の入り込みが約2万3,000人ということで伺っておりました。その後、インバウンドの風が吹いてきて、これは一昨年です、26年の数字ですが、実は朝倉市内では2万人ということで、これは福岡県観光入り込み推計調査の中で把握をしてる数字でございます。

小島議員がおっしゃられる滞在について、ここの数字は実は市、もしくは県のほうも今のところ把握をしてないということが現状でございます。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） ありがとうございます。

いろいろ変遷があるようでございまして、いずれにしても若干、観光客については上向いてきておるといような状況に理解をしておきたいというふうに思います。今後も引き続き支援をお願いしていきたいというふうに思っております。

次に、原鶴温泉旅館施設への外国人観光客誘致の具体的施策についてお尋ねをいたしたいと思います。



お尋ねをいたします前に、外国人観光客誘致に関する国の動向について、少しだけ触れさせていただきますと思います。申し上げるまでもないと思いますが、政府においては、2020年までに日本を訪れる外国人旅行者を年間2,000万人を目標としており、国土交通省調査によりますと、2015年の訪日客は推計で1,973万7,400人ということで、消費額も3兆4,771億円に上ったということのようであります。

また、近畿農政局が昨年9月に同農政局管内の留学生や在領事館関係者を対象にしたアンケート調査によりますと、訪日外国人、インバウンドについては、日本の食や農漁村への感心が非常に高いことがわかり、日本でおいしいと思った食べ物を尋ねましたところ、最も人気が高かったのが果物だそうで70%。その中でも一番人気があったのがイチゴということだそうであります。

今後、観光で行ってみたい場所では、自然体験、農漁村体験、伝統文化体験ができるところというところが58%と最も多く、自然体験や農漁村体験、伝統文化体験の中では、日本食の調理、また料理体験をすることが61%ということで最も高いということのようであります。

こうした中で、農水省におきましては、もう御案内のとおり地域の食と農と農業、景観などを一体的に食と農の景勝地、仮称でありますけれども認定して、外国人観光客を農村に呼び込む仕組みを決定をして、2016年度に第1弾の認定を行うと、そういった予定のようでございます。

この仕組みの目的は、今言いますように、年々増加する訪日外国人旅行者を地方に呼び込むことで農産物の需要拡大や農漁村の所得向上につなげることを目的とするということであり、この仕組みの核となるのは郷土料理など、地域に伝統的な食と、その食を支える農林水産業、さらに食や農と関係する棚田などの景観、祭りや踊りなどの文化といった資源と結びつけて、一体的に景勝地として認定する仕組みということのようであります。

そこで、朝倉市においては、これらの国の動向に照らしました場合、もう申し上げることまでもございませぬけれども、朝倉市におきましては農産物、特に柿、ナシ、イチゴ、あるいは博多万能ネギ等々、非常に農産物が豊富であります。また、歴史文化遺産が豊富である。また良質のよい原鶴温泉がある。さらには筑後川の景観と川の幸、それから料理のおいしさということで、また山の幸などの食材も豊富である。また福岡市内から高速で1時間以内の距離にある。特に福岡市では、もう御案内のとおり外国人観光客の宿泊場所の不足によりまして大量の観光客の受け入れが困難ということで、その受け皿として原鶴温泉旅館施設等の活用を図るという好条件にあると。

今申し上げます、これらの食と農と農業、景観等の観光誘致の魅力的な資源を朝倉市は豊富に有しているということで、このことは先ほど申し上げました農水省が定める地域の食と農と農業、景観などを一体的に食と農の景勝地として認定する制度と合致をいたしますことなどから、これらの制度を活用した原鶴温泉旅館施設への外国人観光客誘致につい

て、商工観光課並びに農業振興課の具体的な施策についてお尋ねをいたしたいと思います。

それでは、まず商工観光課の具体的な施策について簡潔に御説明願います。

○議長（浅尾静二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（石井清治君） 農水省のほうが食と農で継承地ということで認定をして、その地域に広まるいろんな食事、あるいはいろんなことを海外の方にアピールすることで、そこに入り込み、インバウンドをふやそうという農水省の取り組みということで承っております。今現在、これは外国人1人が日本で落とす金額というのが約14万円。1人の消費が、日本人ですけど、約123万円ということで、外国人の方が8名お見えになると、1人の年間の消費に結びつくと。

そういうことで、先ほどから農水省のほうについても、こういうもともと日本で育まれた、田舎で育まれた食、農を生かして、これを外国人の方にアピールすることでふやそうということでございます。この情報についてがまだまだ農水省の中での中身でございまして、一般的に我々のほうに実は届いてない状況がございまして、このことの正確な案件が入り次第、当然、原鶴温泉、宿泊を持ってます原鶴温泉の旅館関係者の中にはこの旨についてはつないでいきたい、もとより農業振興課のほうの情報をいただきながら、農林商工部としてこの分については取り組んでいきたいということで考えております。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） ありがとうございます。

いろいろクリアすべきことはあろうかと思えますけれども、早速前向きな取り組みの検討を行うということで、ひとつ大いに期待をいたしたいというふうに思います。

次に、農業振興課について同様に、具体的施策について簡潔に御説明願います。

○議長（浅尾静二君） 農林商工部長。

○農林商工部長（末次和幸君） 農業振興課の取り組みでございしますが、外国人観光客を意識した朝倉農産物や加工品の事業に関します計画というものは現在行っておりませんが、しかしながら、訪日外国人による朝倉市の農産物や加工品の需要、これが大きく見込まれるものでございますので、農家の所得の向上にもつながりますので、今後関係課と連携をとりながら調査研究してまいりたいというふうに思っております。

それと課題といたしましては、外国語での対応などがまたさまざまな環境設備が必要でございまして、それについてもまた取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） ありがとうございます。

農業振興課におかれましても早速検討を行っていただくということで、今後大いに期待をいたしたいと思います。

もう私が申し上げるべきでもなく、これまでの一般質問でも朝倉市のいろんな地域資源

が豊富であるということは、るる質問の中でも言われております。それぞれ関係所管課においては努力をされておると思いますが、そういった点について、改めて再度、こういった制度等を生かしながらやっていただきたいというふうに思っております。

それと関連しまして、農業振興課にもう1点だけお尋ねしたいと思っておりますが、1つ取り組まれる中で、これはもう思いつきみたいな感じですが、いわゆる杷木には柿がありますし、ナシもあります。私はこの柿について、1つ外国人に柿のオーナー制度、あるいはナシのオーナー制でもいいですが、そういったものを取り入れるというようなこともいかなものだろうか。そんなこと言っちゃ叱られますけれども、例えば柿でそういった遊休の柿園があると仮定しました場合、そういったところをうまく活用して、そういった外国人に活用していただく、そういったことも私は1つの方法ではないかなというふうに思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 農業振興課長。

○農業振興課長（仲山茂木君） ただいまの御質問の果樹のオーナー制度と申しますか、につきましては、外国の方がこちらに来られてはちょっと何か難しいところありますけれども、外国の方が自分の国において、そして、その季節のときに地域に収穫に来るとか、そういうことであれば、ちょっとまだ詳しいところはわからないところありますけれども、今のところではオーナー制度はいいのかなと感じは思っておりますのでございます、まだ細かいところは調べておりませんが。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） ありがとうございます。ひとつ前向きに検討をいただきたいというふうに思います。

質問の冒頭に申し上げましたように、外国人観光客を誘致するための具体的な施策につきまして、ひとつ商工観光課、それから農業振興課を中心にして、ぜひとも検討を行っていただきまして、推進を図っていただきますようよろしくお願いをいたしたいというふうに思います。

次に、スクールバスについて、運行の現状と課題についてお尋ねをしたいと思います。

質問の趣旨としましては、通学に支障を来している地域においては、スクールバスを利用できるように改善を図っていただきたいことがその趣旨であります。

そこで、小学校への通学のあり方についてであります。聞くところによりますと、小学校までの通学の経路として、徒歩と民間のバスを乗り継いで往復の運賃を支払い、片道の所要時間が約1時間もかけて通学をしており、しかも小学校から自宅へ帰る際には、バスの運行本数が少ないために、数名の児童はバスが来るまでバス停付近で遊びながら時間待ちをしている状況にあるなど、児童と保護者にとって大きな負担になっているとのことあります。

さらに加えて、帰りの際は最寄りのバス停でおりて、自宅に着くまでには人けのない道を徒歩で数十分もかかるため、防犯面からも極めて危険性の高い地域があると聞き及んでおります。

これらの実態につきましては、申すまでもなく朝倉市の宝であり、朝倉市の未来、次代を担うべく子育ての対策上、また地域の過疎化対策の面などからも極めて憂慮すべき実態にあることから、早急にスクールバス運行をしている全地域の実態調査を行っていただきまして、ふぐあいな地域についてはスクールバスが利用できるような改善を図っていただきたいというふうに考えております。

そこで、通告しておりますとおり、スクールバス運行の目的や利用地域別の児童数等の現状及びスクールバス運行の指摘しております現状と課題に対する改善方策につきまして、一括して簡潔に御説明をお願いしたいと思います。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） ただいまの小島議員がおっしゃったような課題、問題点は実際あるわけでございますけれども、今現在、朝倉市のスクールバスに関しましては、現在、2つの中学校区内での運行を行っているところでございます。

1つは、三奈木小学校と十文字中学校でございます。これは田代小学校と佐田小学校が統廃合したとき、黒川小学校が三奈木小学校へ統廃合したとき、それから佐田小学校が三奈木小学校に統廃合したときに、このスクールバスが運行されております。

もう1カ所は秋月小学校でございますけれども、ここは江川小学校、上秋月小学校、秋月小学校、安川小学校が統廃合したときに運行してきているところでございます。

このスクールバスの運行につきましては、統廃合によりまして長距離通学を余儀なくされる児童生徒のことを考えての運行というふうなことで、地元と協議の上で運行してきたという経過がございます。

それから、ルートについてでございますけれども、三奈木小学校につきましては佐田地区からと黒川地区から2つのルートを走らせておりますけれども、それぞれ三奈木神社で下車していただいて、小学校まで徒歩で通学をしていただいと。中学校につきましては、それぞれの地区から中学校までスクールバスを運行しております。

あと秋月の小学校につきましては、朝は江川地区から出町のバス停まで、ここで下車をして、そこから徒歩で通学をしていただいとという状況がございます。

それから、現在の利用者数についてでございますけれども、三奈木小学校が21人、十文字中学校が12人、秋月小学校が3人という状況でございます。

それから、議員おっしゃいましたようなスクールバスの路線の見直しに関してでございますけれども、定期的な見直しではなくて、利用しております児童生徒の保護者と、あるいは地域の方々と十分協議を行いながら、必要に応じての運行形態の見直しを行っていききたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） ありがとうございます。

質問の冒頭に申し上げましたように、通学に支障を来している地域におきましては、今、部長申されます、ひとつ実態を見ていただきながら、改善できる点は改善をしていただきますようによろしく願いしまして、スクールバスが利用できますようによろしく御配慮のほど、お願い申し上げたいと思います。ありがとうございました。

次に、最後になりますけれども、子育て支援について、子供の虐待の現状についてお尋ねをいたしたいと思います。

質問の趣旨としましては、児童相談所、警察、医療機関、市民、行政及び関係機関等の連携体制の確立により、朝倉市の宝であり、朝倉市の未来、次代を担うべく子供の虐待の防止を図っていただきたいことが質問の趣旨であります。

お尋ねをいたします前に、全国の児童の虐待の現状について少しだけ触れさせていただきたいと思います。平成25年度における全国の児童相談所の児童虐待相談対応件数につきましては7万3,802件で、これは平成11年度の1万1,631件に比べて約6.3倍となっているとのことであります。

また、福岡県におきましても平成25年度の児童虐待相談対応件数は1,701件となっております。

このように児童虐待の対応件数につきましては、御案内のとおり毎年増加傾向にありまして、平成26年度の対応件数は約8万9,000件ということで、過去最高を更新しているというような現状でございます。

ちなみに児童養護施設、18歳未満が入所する施設でございますけれども、全国で601カ所ございまして、約3万人が入所をいたしております。また福岡県におきましては20施設、約1,500人、朝倉市内には2つの施設がありまして、約100人が入所しているというような状況でございます。

児童虐待の内容としましては、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、また食事を与えない、家にとじこめるなどのネグレクトとなっております。さらには近年は子供のアルバイト代を搾取する経済的虐待も生じておるといようなことでもございます。これらの児童を取り巻く最近の虐待の現状といたしましては、新聞やマスコミ報道の例にもありますように、特に3歳未満の幼児に対して、殴る、蹴るの暴行を加えたり、高いところから落としたり、タバコの火を押しつけたり、さらには死んだ金魚を食べさせるなど、特に幼い子供に対する悲惨な虐待事件が全国各地で発生しているのが現状であります。

そこで、通告いたしております朝倉市におけるこの虐待の行政の相談受付窓口、過去の相談種別件数の推移等につきまして、一括して簡潔に御説明をお願いいたします。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 児童虐待に関する窓口でございますが、子ども未来課のほうが窓口になっておりまして、未来課のほうに家庭児童母子相談員が3名おります、配置して、その相談等に対応いたしております。

それと、児童虐待の相談件数でございますが、平成23年度が、これは実数でございます、22件、24年度が31件、25年度が22件、26年度が20件でございます、20件前後で推移いたしております。

虐待を受けている対象で上がってますのが、朝倉市の場合は小学生が半数ほど、相談件数の中で占めております。今の申しましたのは実数でございますので、実際はまだかかる回数はまだ多うございます。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） ありがとうございます。

朝倉市におきましても児童の虐待が毎年平均20件程度で発生しているということが理解をできました。実は部長申されますように、これは報告をいただいたあくまでも数字でございます、私としましては、この報告以外に児童の虐待があっていないということを願っている次第でもございます。

今日の児童の虐待を引き起こす要因につきましては、私が申し上げるまでもなくさまざまの要因でございます。特に最近よく耳にいたしますのが貧困であります。とりわけ正社員雇用になれずに低賃金で就労したり、母子家庭の貧困や母親の精神疾患、そのことに伴う子供への不適切な養育、そして子供の発達障害など、多くの課題があるようであります。

今後、朝倉市におきましても具体的な子育て支援事業、あるいは学校教育における健全育成のための施策、また貧困家庭を減らすための具体的な施策、子供の虐待を防止するネットワーク機能の充実強化、あるいは要保護児童対策協議会の運営の充実強化等々、多くの課題が山積しているというのが現状というふうに認識をいたしております。子育て支援の中におきまして、これらの問題は極めて大きな問題であるというふうに認識をいたしております、冒頭申し上げましたように、児童相談所、警察、医療機関、市民、行政及び関係機関等の連携体制の確立により、朝倉市の宝であり、朝倉市の未来、次代を担うべく子供の虐待の防止を図っていただきますよう、よろしく願いを申し上げたいというふうに思います。

時間の関係がございまして、最後に、私が宣伝することはいかかなものかと思っておりますけれども、保健福祉部のほうでしていただいておりますけれども、児童の虐待を発見したときの通報先について、ここにありますように児童相談所、全国共通3桁ダイヤル、189ということで、いち早くということで、ここに電話していただければ最寄りの地域の児童相談所に電話がつながることになっておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

こういった虐待があってはなりませんけれども、ひとつ朝倉市の宝であり、次代を担うべく子供たちの健全育成に、私も一議員として頑張ってまいりたいというふうに思います。

これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員の質問は終わりました。

以上で通告による一般質問は終わりました。

これにて一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、あす1日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時38分散会